

# 技適表示のない無線機器についてのコメント

2025年 11月 25日



一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

会員企業で実際にあった事例を紹介します

- 電源の充電評価のため、インターネットで頻繁に掲載されていたワイヤレス充電セットを当該企業が利用する代理店より購入（機器の販売代理店ではありません）
- その代理店は、ECサイトから購入した商品を納入
- 評価担当は、実験室内で上記商品を利用して充電評価を実施
- 社内の法令教育にて、920MHz帯を使ったワイヤレス充電の製品には、技適マーク必要であることの説明を受けていた評価者は、その商品の技適マークを探したが見つからず、違法利用していたことが判明（取説を確認したところ、FCCの認証品であった）
- 購入した代理店に確認したが、代理店の購入の際にも特に注意も受けず、購入できたとのこと

- ✓ 幸い実験室内ということで、公的エリアへの漏洩もありませんでしたが、購入者がECサイトで購入する際に技適マークが確認できるようにお願いしたい。
- ✓ 購入する側や利用する側への技適マーク確認のための基本教育・アピールも必要かと思えます

EC（Electronic Commerce）サイト：自社の商品（広義では他社の商品）やサービスを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイトで商品を通信販売するサイト

会員企業へのヒアリングをしましたが、意見が分かれたので、多かった意見を紹介いたします。

No.	ご意見	備考
1	<ul style="list-style-type: none"><li>• 弊社は、認証済のモジュール（以降MOD）を製造販売しております。</li><li>• 組込みベンダには、認証番号が変わる可能性があることから、最終装置への“<b>技適マーク</b>”、“<b>認証番号</b>”転記表示は、依頼しておらず、“<b>本装置は、技術基準適合品を内蔵しています</b>”等を筐体に表示することを推奨しています。</li><li>• 流通抑止のガイドラインの公表以降は、組込みベンダにもガイドラインを提示しエンドユーザへの通知義務もあることから、最終装置の紹介Web等に認証番号が判るように依頼しております。（弊社のMOD技適番号を表示しているWebへのリンクをいただいている場合もあります）</li><li>• 以上のことから、必ずしも現物に表示させることは、好ましくなく、他の方法によりわかるよう、販売者、製造者が工夫するということによいと思っています。</li></ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"><li>• 最終装置への技適マークおよび認証番号の転記表示は、番号変更時にメーカーにとって負担となる場合があります。</li><li>• 一方で、ユーザの観点からは、リサイクルショップ等において技適マークの有無を理由に買い取りを断られるケースも報告されています。</li><li>• そのため、<b>認証済のモジュールを組み込んだ</b>、最終装置への表示については、認証番号を任意とし、<b>技適マークのみを表示</b>する運用とすることが合理的と考えられます。</li></ul>	

**CIWU**